優先入居申請書

申請者 氏名 ㊞

該当する優先枠資格項目にマル印を記入してください。市営住宅抽選申込書を提出される時に優先入居申請に関する書類（裏面参照）も添付していただき、提出後に書類審査いたします。審査の結果、適当と認められた方が優先入居資格者となります。

○ 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 優先枠資格項目 | 該 当 事 由 |
|  | 母子世帯・父子世帯 | 　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）と死別し、又は離婚した後婚姻（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約者がある場合を含む）をしていない者で、２０歳未満の扶養親族がある者 |
|  | 高齢者世帯 | 入居申込者が６０歳以上（単身者の場合） |
| 入居申込者が６０歳以上で、かつ、同居者のいずれもが１８歳未満の者又は６０歳以上の者である場合 |
|  | 多子世帯 | ３人以上の扶養親族（１８歳未満に限る）と現に同居し、又は同居しようとされる者 |
|  | 小学校就学前の子どものいる世帯 | 小学校就学前の子どものいる世帯 |

○　入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がおられる場合

|  |  |
| --- | --- |
| 優先枠資格項目 | 該 当 事 由 |
|  | 身体障害者 | 　身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の程度が１級から４級までの者 |
|  | 精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が１級から３級である者 |
|  | 知的障害者 | 療育手帳がＡ又はＢの者（ただし、療育手帳Ｂの者は障害の程度が精神障害１から３級に相当する場合に限る） |
|  | 戦傷病者 | 　戦傷病者手帳の交付を受けている者で障害の程度が特別項症から第６項症まで又は第１款症である者 |
|  | 原子爆弾被爆者 | 　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 |
|  | 生活保護受給者 | 　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する被保護者 |
|  | 引　揚　者 | 　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない者 |
|  | ハンセン病療養所入所者等 | 　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等 |
|  | 要介護者 | 介護保険法第７条第３項に定める要介護者 |
|  | 炭鉱離職者 | 炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、かつ、その手帳が失効していない者 |

優先入居に該当される方は、下記の種類を提出していただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 該　当　者 | 提 出 書 類 |
| 身体障害者 | 　身体障害者手帳の写し |
| 精神障害者 | 　精神障害者保建福祉手帳の写し又は県健康増進課長の証明 |
| 知的障害者 | 　療育手帳の写し |
| 戦傷病者 | 　戦傷病者手帳の写し又は県長寿社会課長の証明 |
| 原子爆弾被爆者 | 　医療特別手当証書又は特別手当証書の写し |
| 生活保護受給者 | 　直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明 |
| 引揚者 | 　県長寿社会課長の証明 |
| ハンセン病療養所入所者等 | 　国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立ハンセン病療養所に入所していた者においては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明 |
| 要介護者 | 　市町村長の証明又は介護保険被保険者証の写し |
| 炭鉱離職者 | 　炭鉱離職者求職手帳の写し |

（注意事項）

* 身体障害者、精神障害者又は知的障害者であって単身での入居を希望される方

単身入居の入居資格認定のための申立書を提出していただく必要があります。

また、市住宅建築課から該当する健康福祉部の所管課に対して、下記項目について意見照会をさせていただきます。

* 1. 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするか。
	2. 居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護が受けることができるか、又は受けることが困難か。
	3. 精神障害者、知的障害者の方にあっては、必要な居住支援措置（常時の相談対応や緊急時の医療機関等への連絡）を受けることが可能か。

単身での入居が困難と判断された場合は、入居が認められませんので、あらかじめご了承ください。